

第4回定例会会議録

令和6年12月4日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

それでは、順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
86	5	内 堀 綾 子	職員体制の課題について
			政治倫理の課題について
			旧役場跡地周辺の土地活用の展望について
			情報弱者への町の対応は
99	6	山 本 今朝和	町民大運動会について
			農業振興の推進について
			高齢者が在宅で安心して暮らすために 地域が担う役割について
110	7	池 田 る み	ヤングケアラー支援について
			地域猫活動支援について
			自転車の安全利用について
127	8	内 堀 喜代志	旧庁舎跡地の開発及び駅周辺の整備と、 その財源の見通しについて
			町長の公約実現について

通告5番、内堀綾子議員の質問を許可します。

なことです。そこに支障を来たしているようにも感じる昨今です。

昨日の小井土議員と黒岩議員の質問でもありましたように、人が増えると、今までできていたことができなくなってしまう原因は何なのでしょう。国の制度改革の近々に追われ、システム改修や補助金申請のための書類作成など、職員の多岐にわたる職務に目を向け、気を配る必要があるのかと思います。

職員定数を増やすのはいいですが、その一人一人の職員を大切にすることが必要かと思います。

さきに紹介しました先輩議員の一般質問は、御代田町ホームページ、御代田町議会令和3年第2回定例会議事録にございますので、ご自身でも振り返りができますし、皆様も見ることができます。

町にお願いとしては、過去の町政を振り返り未来につなげていくためには、過去の議事録は貴重な資料でありますので、ユーチューブ動画とともに削除せずに、皆様が見ることができる環境の維持をお願いいたします。

次に、件名二つ目として、政治倫理の課題についてお伺いいたします。

令和5年12月議会において、政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例について質問させていただきましたが、その際に、小園町長の借入金が前年の令和4年度の報告から3,740万円ほど増えて、令和5年度の報告では5,780万円もあり、驚いた昨年です。政治倫理のための御代田町長の資産公開に関する条例で、報告事項として事業所得があります。この小園町長の事業所得がマイナスについての報告書については、私の質問の仕方が悪かったのか、小園町長のご答弁では、町長としての仕事に一切関係ない私的なこと、地方自治法132条の趣旨にのっとってお答えできないとのことでしたが、今回は質問の仕方を変えてみましたので、お答えいただきたく思います。

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業を営んでいる人の、その事業から生ずる所得のことです。政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例、事業所得欄にマイナス111万円ほどと記載がありましたが、事業所得の欄に記載があるということは、町長としての傍らで携わっている事業があるということによろしいですか。小園町長にお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○ 4 番（森泉謙夫君） ただいまの質問は、一般行政事務の範囲を超えております。よって、議事進行を求めます。

○議長（荻原謙一君） この際、暫時休憩します。

（午前 10 時 19 分）

（休 憩）

（午前 10 時 20 分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開をいたします。

森泉議員に申し上げます。議事進行には当たらないと思いますので、一般質問を続行いたします。

内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 内堀綾子ですが、やっぱりこういうことを予測しておりましたので、きちんと準備してまいりました。

それでは、副町長にお伺いいたします。副町長は県からの派遣であります。県でも同じく同様、同等の条例があるかと思えます。その上で、このように政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例が存在する目的をお答えください。

○議長（荻原謙一君） 両澤副町長。

（副町長 両澤美樹子君 登壇）

○副町長（両澤美樹子君） お答えいたします。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律は、第 1 条において、その目的を国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判のもとに置くため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することと定めています。

また、第 7 条において、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開については、条例の定めにより国会議員に準じて必要な措置を講ずるものとされています。

当町の政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例は、この規定に基づき、町長の資産等報告書の作成など、資産の公開に関し必要な事項を定めたものと承知しております。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 令和5年12月、同じ質問を小園町長に投げかけました。ご答弁で、同じ第1条の規定では、政治倫理の確立を期し、もって民主主義の健全な発達にというところ、同じなんです、ここ切り取られているところがあります。その部分、もう一度読ませていただきます。

資産の状況等を国民の不断の監視と批判のもとにおくためとあります。この部分を抜かしてご答弁されておりました。私は、ここの部分が一番大切かと思います。

そして、今後この文言と地方自治法132条の普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない。昨今の政治とお金の問題が多々取り上げられていますが、この二つのどちらの方を優先するのか、様々なところでの議論が進んでほしいものです。

それでは、質問に戻らせていただきます。

先ほどの事業所得の欄の記載、町長としての傍らで携わっている事業があるのか、端的にお答えください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

事業所得の欄に記載があるということでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 次に、借入金についてお伺いいたします。

令和5年度報告の5,780万円程度の借入金から令和6年度報告は5,340万円ほどに減りました。440万円程度借入金を返済できたということですが、記載間違いではありませんか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

正しく記載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 関連の質問として、国税庁によると、所得とは事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得と 10 種類ありますが、これらの所得の記入漏れはございませんか。

○ 議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○ 町長（小園拓志君） お答えします。

記入漏れないものと認識しております。

以上です。

○ 議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 事業収入はマイナスで 111 万円程度、所得も 70 万程度しか増えていなくて、440 万円程度の返済ができるということはどういうことなんだろうなと思い質問させていただきました。

1,000 万円超の所得がある方には、贈与税特例の適用もされません。税務署所管のお話になるので次の質問に入らせていただきます。

借入金についてもう一点は、私は小園町長がお書きになって先方にお渡しした金銭授受の借用書の写しを拝見させていただきました。この場にもいらっしゃるのかちょっと分かりませんが、個人的なことと言われてしまうかもしれません。町長として人事権や任命権がありながら、このように町内の方々から借入金があるというのは利権が絡みそうな、とても気持ちのいいものではありません。

そして、条例にある文言として、倫理的にもいかななものかと思いますが、政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開に関する条例に示された借入金の報告には、このように有権者である町民に借りた金額も間違いなく報告しておりますか。報告書に記載漏れはありませんか。

○ 議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○ 町長（小園拓志君） お答えします。

正しく書かせていただいているということを認識しております。

以上です。

○ 議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 町民の方にお借りしている、個人からお借りしているということ

だと思います。

資産公開という制度は、国会議員は資産公開法、首長もそれに準じて、条例により毎年申告義務があります。分かりやすく言うと、任期中に不正をして私腹を肥やしたりしないように監視するという目的でこの制度が存在しています。まして、小園町長の借入金の額を見るとちょっと心配になります。なので、昨年引き続きこの12月の時期に小園町長の借入金の額と返済の額に不信を抱いたので質問させていただきました。

次の質問に入らせていただきます。3件目、旧役場跡地周辺の土地活用の展望について質問させていただきます。

栄町区に位置する旧役場跡地も売却となり、今後は大規模な宅地開発となるとお聞きする中で、気になる点について質問させていただきます。

宅地開発される際に、該当の開発について公費投入はされるのですか。また、行政で協力していくことはあるのですか。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えいたします。

初めに、旧役場庁舎跡地の開発の進捗状況についてですが、御代田町環境保全条例の規定に基づく開発行為届出の内容について精査を行っているところでございます。

具体的には、土地利用計画図、給排水施設計画平面図、雨水排水計算書等の書類内容の精査及び関係部署からの指示事項等に基づく書類の内容の修正をさせていただいているところでございます。

また、都市計画法第32条の規定に基づく、いわゆる公共施設の土地と管理に関する帰属の協議を関係部署と現在行っておりまして、この協議が整い次第、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請書を長野県に進達するという事になっております。

次に、公費投入でございますが、御代田町宅地開発事業補助金交付要綱の規定に基づきまして、町内で3,000m²以上の分譲住宅地の開発事業で、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者及び町環境保全条例の規定に基づく不勧告通知を受けた者に対し、1区画、上限50万円の補助を実施する予定で